

令和5年5月31日

厚生保健委員会

子育て支援課

## 令和5年度子育て世帯生活支援特別給付金に係る予算流用について

### 1 目的

食費等の物価高騰の影響を特に受けている低所得の子育て世帯への支援策として、子育て世帯生活支援特別給付金を支給するため、流用により事業執行するもの。

### 2 背景

- ・食費等の物価高騰に直面し、低所得の子育て世帯が特に影響を受けている。
- ・その中で国は令和5年3月22日の「第8回物価・賃金・生活総合対策本部」において、低所得の子育て世帯に対し、児童一人当たり5万円の特別給付金を支給することが決定した。
- ・国からは令和5年3月分の児童扶養手当の受給者及び令和4年度低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）の支給対象者に対し、令和5年5月末までに給付金を支給するよう求められている。

### 3 事業内容

#### (1) 支給対象者

##### ① 低所得のひとり親世帯

- (ア) 令和5年3月分の児童扶養手当の受給者【申請不要】 <R4実績> 4,415世帯 6,743人
- (イ) 直近で収入が減少した世帯【要申請】 <R4実績> 24世帯 35人
- (ウ) 公的年金給付等を受けていることにより児童扶養手当の支給を受けていない者【要申請】 <R4実績> 24世帯 31人

##### ② その他低所得の子育て世帯（ふたり親等）

- (ア) 令和4年度低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）支給対象者【申請不要】 <R4実績> 3,405世帯 6,067人
- (イ) 令和5年3月31日時点で18歳未満の児童（障害児の場合、20歳未満）を養育する父母等で令和5年1月1日以降の収入が急変し、住民税非課税相当の収入となった者【要申請】

#### (2) 支給額

支給対象者が養育する対象児童一人当たり 5万円

#### 4 事業費 674,000 千円

(財源：国 新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金 10/10)

ひとり親世帯支給事業 352,425 千円

ひとり親世帯以外支給事業 321,575 千円

- 【内訳】・扶助費 643,800 千円 (支給対象児童 12,876 人×@50 千円)
- ・需用費 288 千円 (消耗品 (コピー用紙)、印刷製本費 (封筒作成等))
  - ・役務費 1,748 千円 (郵便料、手数料)
  - ・委託料 28,164 千円 (システム改修、印刷、封入封緘、システム入力委託)

○流用対応：所要額を流用により確保し、5 月末までの支給に対応  
改めて 5 月議会に補正予算を提案

流用額 674,000 千円

区分	大事業	中事業	節	細節	流用額 (千円)
流用元	家庭福祉支援事業	児童手当支給事業	19 扶助費	01 扶助費	△674,000
流用先	子育て生活支援特別給付金支給事業	ひとり親世帯支給事業	10 需用費	01 消耗品	9
				17 印刷製本費	171
			11 役務費	03 郵便料	369
				11 手数料	709
			12 委託料	14 その他事業	10,717
			19 扶助費	01 扶助費	340,450
		ひとり親世帯以外支給事業	10 需用費	17 印刷製本費	108
			11 役務費	03 郵便料	294
				11 手数料	376
			12 委託料	14 その他事業	17,447
19 扶助費	01 扶助費		303,350		
			流用先 計	674,000	

#### 5 スケジュール

時期	内容
4 月 14 日	予算措置 (流用確定)
5 月 10~11 日	対象世帯へ通知発送 (低所得のひとり親、ひとり親以外) 【申請不要者】
5 月 31 日	給付金支給 (低所得のひとり親、ひとり親以外) 【申請不要者】
6 月 1 日~	要申請者の申請受付開始※

※申請が必要な者については、申請等受付後に順次支給予定